

令和2年 高島市議会3月定例会提出案件一覧表

番号	案件名	提出年月日	内容説明
【諸般の報告】			
報告第5号	専決処分の報告について 委任専決第4号 令和2年度の財産区関係予算6件を定めることについて	R2. 2. 26	荒谷山財産区ほか5財産区の令和2年度予算について、市長の委任専決事項として予算を定めたもの。
報告第6号	専決処分の報告について 委任専決第5号 損害賠償額の決定および和解について (業務遂行上の瑕疵による物損事故)	R2. 2. 26	市職員が家屋調査のため相手方所有建物を訪問し、当該建物内の引き戸を開扉したところ、引き戸が鴨居から外れ、倒れた際に引き戸上部のガラスが破損した。 修繕料 9, 020円 過失割合 100%
【人事案件】			
同意第1号	高島市公平委員会委員の選任につき同意を求めるについて	R2. 2. 26	本年3月10日に任期満了となる公平委員会委員 大塚美由紀 氏を再任することについて、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるもの。
同意第2号	高島市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについて	R2. 2. 26	本年3月10日に任期満了となる固定資産評価審査委員会委員 本田 明 氏を再任することについて、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるもの。
同意第3号	高島市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについて	R2. 2. 26	本年3月10日に任期満了となる固定資産評価審査委員会委員 清水儀郎 氏を再任することについて、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるもの。
同意第4号	高島市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについて	R2. 2. 26	本年3月10日に任期満了となる固定資産評価審査委員会委員 乗原恵子 氏の後任として、高田ちとみ 氏を固定資産評価審査委員会委員として選任することについて、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるもの。
【議決案件】			
議第3号	滋賀県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少および滋賀県市町村職員退職手当組合規約の変更について	R2. 2. 26	滋賀県市町村交通災害共済組合が、本年3月31日をもって滋賀県市町村職員退職手当組合から脱退することに伴い、本組合の規約を変更することについて、地方自治法第286条第1項の規定により関係市町が協議することにつき、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。
議第4号	財産の処分につき議決を求めるについて	R2. 2. 26	「今津川尻農業共同作業所」について、適切な維持管理を図り、地域住民が主体的に活用できる農業用施設として、川尻区に譲与することにつき、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。
議第5号	財産の処分につき議決を求めるについて	R2. 2. 26	「安曇川長尾共同集出荷施設」について、適切な維持管理を図り、地域住民が主体的に活用できる農業用施設として、長尾区に譲与することにつき、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。
議第6号	財産の処分につき議決を求めるについて	R2. 2. 26	「新旭針江穀調整施設共同作業所」について、適切な維持管理を図り、地域住民が主体的に活用できる農業用施設として、農事組合法人針江農事改良組合に譲与することにつき、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。
議第7号	財産の処分につき議決を求めるについて	R2. 2. 26	「新旭川原市穀調整施設共同作業所」について、適切な維持管理を図り、地域住民が主体的に活用できる農業用施設として、川原市区自治会に譲与することにつき、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。
議第8号	財産の処分につき議決を求めるについて	R2. 2. 26	「新旭北畑農業用集出荷施設」について、適切な維持管理を図り、地域住民が主体的に活用できる農業用施設として、北畑区自治会に譲与することにつき、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。
議第9号	財産の処分につき議決を求めるについて	R2. 2. 26	「新旭田井農機具格納庫」について、適切な維持管理を図り、地域住民が主体的に活用できる農業用施設として、田井区に譲与することにつき、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。
議第10号	財産の取得につき議決を求めるについて	R2. 2. 26	ごみ処理施設整備事業に係る用地を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号および高島市議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。 取得する土地 26筆 総面積44, 749m ² 取得価格 134, 251, 600円
【条例案件】			
議第11号	高島市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案	R2. 2. 26	育児休業および部分休業を取得することができない職員の要件および非常勤職員の育児休業期間などに関する規定を設けるため、所要の改正を行うもの。
議第12号	高島市印鑑条例の一部を改正する条例案	R2. 2. 26	「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、印鑑登録の資格条項等について、所要の改正を行うもの。
議第13号	高島市今津あいあいタウン地域交流センターの設置および管理に関する条例を廃止する条例案	R2. 2. 26	施設の維持管理費の増加や利用者の低迷、また利用者の固定化が課題となっていることから、民間による施設の多様な活用を図ることを目指し、廃止するもの。
議第14号	高島市介護保険条例の一部を改正する条例案	R2. 2. 26	高齢者の増加に伴う支援体制の強化を図るため、所要の改正を行うもの。
議第15号	高島市児童発達支援施設の設置および管理に関する条例案	R2. 2. 26	障がい児等に対し、自立と社会参加のための訓練、相談および支援等を行うための施設として、新たに児童発達支援センターを設置するため、条例整備を行うもの。
議第16号	高島市今津総合運動公園の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案	R2. 2. 26	今津総合運動公園において整備を進めている多目的グラウンドについて、新たに利用料金の設定が必要であるため、所要の改正を行うもの。
議第17号	高島市病院医師および看護師等就業支度金貸与条例を廃止する条例案	R2. 2. 26	市民病院における人材確保施策の一つとして就業支度金を貸与してきたが、近年の働き方の多様化が進んでいる状況から、当初に期待していた効果が今後において得られない見通しであることから、廃止するもの。
議第18号	高島市森林環境整備基金条例案	R2. 2. 26	将来にわたり、市が行う公的な管理のための森林整備やその促進に向けた機械整備等の財政負担に備え、安定的に財源を確保するため、新たに基金を設置するもの。
議第19号	高島市マキノ農業公園施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案	R2. 2. 26	マキノ農業公園施設（マキノピックランド）の主な施設のうち、りんご園、ぶどう園、さくらんぼ園の果樹棚や雨よけ施設等の附帯施設および沿道修景並木道について、当該敷地の土地所有者等で組織されている農事組合法人マキノ町果樹生産組合への譲与を前提として、廃止するもの。
議第20号	高島市農業用施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案	R2. 2. 26	市が設置する農業用施設のうち、「安曇川三尾里農畜産物処理加工施設」について、地元農業組織への譲与を前提に、農業用施設から廃止するもの。

番号	案件名	提出年月日	内容説明
議第21号	高島市土地改良事業の計画策定等に係る分担金徴収条例案	R2. 2. 26	農業生産基盤整備事業の事業採択手続のために行う事業計画区域外周部の境界測量や現況調査および計画策定等の費用について、地方自治法第224条の規定に基づき、受益者に分担金を求めることができるよう、条例整備を行うもの。
議第22号	高島市県営経営体育成基盤整備事業分担金徴収条例案	R2. 2. 26	県営経営体育成基盤整備事業における工事および実施設計に要する費用について、土地改良法第91条第3項の規定に基づき、受益者に分担金を求めることができるよう、条例整備を行うもの。
議第23号	高島市道路構造基準条例の一部を改正する条例案	R2. 2. 26	道路構造令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、自転車を安全かつ円滑に通行させるため、車道の部分に「自転車通行帯」の設置要件を新たに規定すること、また自転車道の設置要件に設計速度の基準を追加するため、所要の改正を行うもの。
議第24号	高島市交通指導員設置条例の一部を改正する条例案	R2. 2. 26	会計年度任用職員制度の導入に伴い、交通指導員が「高島市特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償等に関する条例」の規定から削除されたことにより、所要の改正を行うもの。
議第25号	高島市営住宅等の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案	R2. 2. 26	市営住宅五十川団地の用途廃止および民法の一部を改正する法律による債権関係の規定の見直し、また地方分権一括法による制度改正に伴い、所要の改正を行うもの。
議第26号	高島市農林業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例案	R2. 2. 26	伊黒地区農業集落排水処理施設について、本年4月1日から公共下水道に接続するため、所要の改正を行うもの。
議第27号	高島市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例案	R2. 2. 26	上水道事業と簡易水道事業との統合を行い、水道施設の統合および経営基盤の強化を図るため、また、水道法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、指定給水装置工事事業者の指定新規手数料等の規定を設けるため、所要の改正を行うもの。
議第28号	高島市下水道条例の一部を改正する条例案	R2. 2. 26	指定工事店登録手数料について、当該事務に要する事務経費を再算定し、指定工事店登録の更新手数料を変更するため、所要の改正を行うもの。
議第29号	高島市未来へ誇れる環境保全条例の一部を改正する条例案	R2. 2. 26	建設発生土の山間地への埋め立て投棄を抑止するため、罰則規定を見直すもの。
議第30号	高島市附属機関設置条例の一部を改正する条例案	R2. 2. 26	市の附属機関として、「高島市ごみ処理施設事業者選定委員会」および「高島市明護隧道改修事業に関する技術検討委員会」を設置するため、所要の改正を行うもの。
【予算案件】			
議第31号	令和2年度高島市一般会計予算案	R2. 2. 26	歳入歳出予算額 27,875,000千円 (対前年度比 0.3%減 前年度 27,950,000千円 75,000千円の減) (性質別) 義務的経費 11.7%増 一般行政経費 5.3%減 投資的経費 33.2%減 その他経費 8.9%増
議第32号	令和2年度高島市国民健康保険特別会計予算案	R2. 2. 26	歳入歳出予算額 5,493,200千円 (対前年度比 3.3%減 前年度 5,683,000千円 189,800千円の減)
議第33号	令和2年度高島市後期高齢者医療事業特別会計予算案	R2. 2. 26	歳入歳出予算額 657,600千円 (対前年度比 5.2%増 前年度 625,000千円 32,600千円の増)
議第34号	令和2年度高島市介護保険事業特別会計予算案	R2. 2. 26	歳入歳出予算額 5,658,200千円 (対前年度比 1.3%増 前年度 5,588,000千円 70,200千円の増)
議第35号	令和2年度高島市訪問看護ステーション事業特別会計予算案	R2. 2. 26	歳入歳出予算額 91,900千円 (対前年度比 4.3%増 前年度 88,100千円 3,800千円の増)
議第36号	令和2年度高島市水道事業会計予算案	R2. 2. 26	収益的収入 1,130,565千円・支出 1,074,545千円 資本的収入 392,191千円・支出 730,935千円 (対前年度支出比 4.1%増 前年度支出総額 1,734,759千円 70,721千円の増) 年間給水栓数 20,111栓 年間総給水量 6,495,000m ³ (日平均 17,794m ³)
議第37号	令和2年度高島市下水道事業会計予算案	R2. 2. 26	収益的収入 2,698,075千円・支出 2,698,075千円 資本的収入 1,226,840千円・支出 1,965,225千円 (対前年度支出比 0.2%増 前年度支出総額 4,653,950千円 9,350千円の増) 水洗化人口 40,056人 年間総排水量 5,767,022m ³ (日平均 15,800m ³)
議第38号	令和2年度高島市病院事業会計予算案	R2. 2. 26	収益的収入 5,700,000千円・支出 5,700,000千円 資本的収入 188,797千円・支出 323,565千円 (対前年度支出比 5.1%減 前年度支出総額 6,348,669千円 325,104千円の減) 業務予定量 病床数 210床 患者数／入院 65,919人・外来 127,000人
議第39号	令和2年度高島市介護老人保健施設事業会計予算案	R2. 2. 26	収益的収入 510,000千円・支出 510,000千円 資本的収入 0千円・支出 59,461千円 (対前年度支出比 1.1%増 前年度支出総額 563,432千円 6,029千円の増) 利用者見込数 入所者 34,675人 通所者 3,159人